

群馬県青少年会館の利用のしかた及び注意事項

(令和4年3月10日 改正)

青少年会館は教育研修施設です。

会議室の準備片付け・宿泊時の布団の上げ下ろしなど利用者の皆様で行ってください。

■利用できる団体

- (1) 成人の引率責任者が定められている次のような団体です。
- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、短期大学、大学、専修学校
 - ・各種学校等(部活動・サークル・スポーツ系団体・文化系団体などを含む)
 - ・スポーツ団体、子ども会、青少年団体、PTAなど
 - ・新人研修や交流等を目的とした企業、官公庁等

■会議室利用について

- (1) 事務室で受付後、『会議室の鍵』と『退室チェック表』をお受け取りになってから会議室をご利用ください。
- (2) 利用時間には、準備及び片付けに要する時間も含まれますのでご注意ください。
- (3) 貼り紙等は原則禁止します。
- (4) 机、いす、器具等の移動は自由ですが、利用後は必ず元の位置に戻し、窓・ドアなどの戸締りや照明・冷暖房を消す等、施設設備を原状に回復した後、事務室に連絡し退室チェックを受けてからお帰りください。
- (5) 持ち込んだ弁当・飲物の空き箱・空き缶は責任をもって持ち帰ってください。

■宿泊利用について

- (1) 引率責任者が不在とならないようにしてください。
- (2) 本館のチェックインは17:30～19:30、チェックアウトは8:30です。
新館のチェックインは15:00～19:30、チェックアウトは10:00です。
- (3) シーツと枕カバーは、3階踊り場の棚に人数分配布いたします。(特別室は除く)
各自で布団を敷き、お一人につきシーツ2枚・枕カバー1枚を使用してお休みください。
- (4) 入浴時間は19:00から22:00です。団体ごとの時間指定はしません。
希望する時間があれば各団体間で調整してください。
- (5) 門限は22:30、消灯は23:00です。
- (6) 窓口対応は20:00までです。20:00以降は緊急時に宿直者が対応します。
- (7) 使用した寝具は、各部屋に掲示してある写真のとおりに収納してください。
シーツ及び枕カバーは、まとめて1F宿直室前のワゴンに返却してください。(特別室は除く)
- (8) 宿泊した部屋は、退室前に必ずチェック表に基づいて清掃を行ってください。
きちんと整理されていない場合、やり直しをしていただくことがあります。

■注意事項

- (1) 他団体に迷惑をかけないように規則を守ってご利用ください。
- (2) 館内は禁煙です。喫煙は決められた場所(1階屋外喫煙所)をお願いします。
- (3) 貴重品は、十分注意し、各自で保管してください。
- (4) 不注意による事故等については、各自の責任において処理してください。
- (5) 施設、設備器具を破損、紛失したときは、直ちに職員に報告してください。故意又は重大な過失によるときは、弁償していただきます。
- (6) 次の行為は禁止されています。これらに該当する行為がある場合には、利用中であっても許可を取消又は利用を中止させていただきます。
- ・利用の権利を他へ譲渡、転貸すること
 - ・秩序を乱したり、乱す恐れのある場合
 - ・暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認められた場合
- (7) 次の行為は、館長の許可が必要です。
- ・火気を使用するとき
 - ・物品の販売又は寄付金の募集を行うとき
 - ・印刷物、看板、ポスター等を掲示するとき
 - ・電源を必要とする機械器具の設置、配線等を行うとき
- (8) ここに記載されている事項のほか群馬県青少年会館設置条例及び群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例規則を厳守してください。